4-5 景観形成の方針

(1) 基本的考え方

将来の姿に『起伏に富んだ地形が誘起する風景や、界隈ごとに展開する個性ある風景と、緑が美しく調和した、優れた景観のあるまち』を掲げています。

- ○景観形成の方針では、これを実現することを目標として、公園・庭園において先導的な景観の形成を進めるとともに、景観法(※1)に基づく景観行政団体(※2)への移行によって、体系的な景観まちづくりを進めます。
- ○地形や地域特性を生かした民間宅地の景観形成を誘導していくとともに、居住者と来訪者双方の視点に配慮した、地域の個性を生かした景観形成を進めます。
- ○広域的な視点から景観の連続性が重視される幹線道路や神田川などについては、東京都 や隣接区と連携し景観形成を進めます。

方針の構成概要

- 1) 身近なまち並み景観の形成 …… 公園等における先導的な景観形成、無電柱化*、建築物の高さ制限の導入、景観行政団体への移行、景観への関心を高める取り組み など
- 2) まちの特性を生かし魅力を …… 斜面緑地や界隈ごとに展開する風景を生かした景観高める景観の形成 形成、神田川の流れと一体となった景観の保全、まち歩きに資する景観形成 など



吉祥寺山門

- ※1:景観法とは、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、行為規制や公共施設の特例、支援の方策などを定めた法律です。景観法自体が都市景観を規制しているわけではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の根拠となるものです。
- ※2:景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のことです。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市区町村は、知事との協議・同意により、景観行政団体になることができます。景観行政団体になると、法的に強制力を持つ取り組みができるなど、効果的で実効性のある景観行政を行うことができます。

(2)景観形成の方針

1) 身近なまち並み景観の形成

- ○公園・庭園、公共公益施設の敷地においては、景観まちづくりの先導的な役割を果たすため、景観に十分配慮した整備を進めます。主要幹線道路などについては、無電柱化*等による歩行空間の確保や都市景観に配慮した景観形成を進めます。
- ○建築物の高さ制限の導入などにより、地区の特性に応じた建築物の高さを誘導し、良好なまち並み景観を形成します。建築物の建設にあたっては、周辺環境との調和に配慮した色彩や緑化整備などの誘導に努めます。
- ○景観法*に基づく景観行政団体*への移行により、建築物や広告物、案内標識、街路灯などを、地域特性を踏まえたものへ誘導することによるまち並み景観の形成など、体系的な景観まちづくりを進めます。
- ○歴史・文化的資源の景観への配慮が特に必要な場合は、地区計画*などの活用によって地域独自の建築物の高さや形態、色彩等のルールを定めるなど、地域のまちづくりによる取り組みを進めます。
- ○身近なまち並み景観の形成にあたっては、外からの見え方としての景観への配慮を行うことが効果的であるため、区のガイドラインや民間宅地における様々な工夫の紹介などによって、文京区らしい質の高い景観への関心を高める取り組みを行い、区民等の景観まちづくりへの参画を進めます。



六義園



白山通り

2) まちの特性を生かし魅力を高める景観の形成

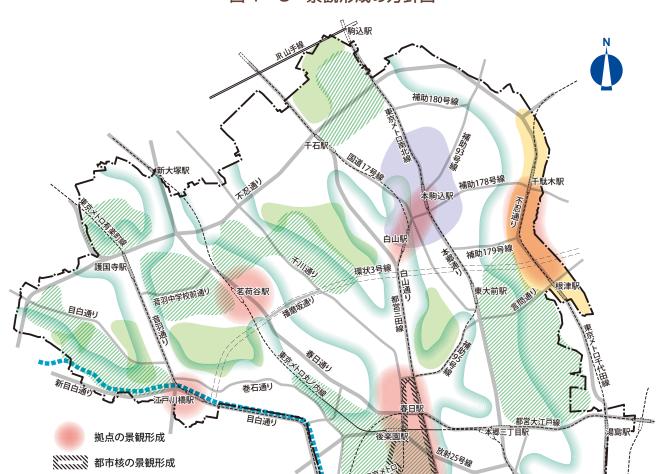
- ○古くから住民の生活と密接に結びついてきた坂道や、坂道に沿った崖線の斜面緑地・擁壁などについては、安全性に配慮した保全や修景*等により、起伏に富んだ地形が誘起する風景を継承します。
- ○歴史・文化的資源や、大規模な公園・庭園・寺社等を結ぶ歩行空間を整備するとともに、歴史あるまちの記憶を呼び起こす風景を大切にした、良好な景観形成を進めます。
- ○戸建住宅を中心に閑静で良好な住宅地が形成されている低層住宅市街地、寺社と密接に結び付いた地域など、界限ごとに展開する風景の個性を尊重した景観を形成します。 界限ごとの景観形成は、風格のある落ち着いた佇まいのまち並み、大学や寺社などの地域のシンボル、路地や植木などによって醸し出される下町風情あるまち並み、江戸時代から継承される町割、歴史を感じさせる街道や商店街、緑や水の潤いなど、多彩な景観要素を生かしたものとします。
- ○拠点や都市核、主要ネットワーク軸、生活ネットワーク軸、緑と水のネットワーク軸など、文京区ならではの風景を構成する骨格構造については、これを際立たせる景観を形成します。
- ○小石川後楽園や六義園、旧岩崎邸庭園、東京大学などの緑の核となる都市公園や施設の周辺においては、緑のまとまりの波及を感じさせる良好な景観形成を進めます。
- ○神田川沿いは、川のイメージや斜面緑地を生かした修景などにより、水辺空間の魅力を高め、潤いを感じさせる景観形成を進めます。また、神田川に面して風致地区*が指定されており、文京区を特徴づける景観を形成している江戸川公園周辺及びお茶の水周辺は、神田川の流れと一体となった景観を保全します。
- ○聖橋周辺、水道橋周辺、飯田橋周辺などを対象に、神田川の歴史などを踏まえた特徴的な景観 形成を進めます。また本郷三丁目交差点周辺や追分一里塚周辺は、江戸時代から続く主要な 交差点であったことなどに配慮しながら景観形成を進めます。
- ○来訪者と居住者双方の視点に配慮し、地域の個性を生かした優れた景観形成や、まち歩きに資する景観形成を進めます。



湯島聖堂(湯島坂)



目白通り



蔵前橋通り

外堀通り

1km

水道橋駅

0.5

地形が誘起する風景の継承

低層住宅市街地の景観形成

下町風情の景観形成

寺町界隈の景観形成

///// 緑のまとまりの波及

■■■■■ 神田川

図4-6 景観形成の方針図